

令和元年第2回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第43号 別府市役所事務分掌条例の一部改正について
- 議第44号 別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 議第45号 別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 議第46号 別府市税条例等の一部改正について
- 議第47号 別府市税特別措置条例の一部改正について
- 議第48号 別府市手数料条例の一部改正について
- 議第49号 別府市立学校規模適正化審議会条例の一部改正について
- 議第50号 別府競輪市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第51号 別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第52号 別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第53号 大所飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第54号 別府市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 議第55号 別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第56号 別府市水道事業給水条例の一部改正について
- 議第57号 別府市火災予防条例の一部改正について
- 議第58号 工事請負契約の締結について
- 議第59号 土地の売払いについて
- 議第60号 動産の取得について
- 議第61号 市長専決処分について
- 議第62号 市長専決処分について
- 議第63号 市長専決処分について
- 議第64号 市長専決処分について
- 議第65号 市長専決処分について
- 議第66号 市長専決処分について

議第 4 3 号

別府市役所事務分掌条例の一部改正について

1 趣旨

公営競技を所掌する公営事業部及び健康に関する事務を統括するいきいき健康部を設置することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

設置する部を次のとおり改正します。(第 1 条関係)

現行	改正案
総務部 企画部 観光戦略部 経済産業部	総務部 企画部 観光戦略部 経済産業部 <u>公営事業部</u>
生活環境部 <u>福祉保健部</u>	生活環境部 <u>福祉共生部</u> <u>いきいき健康部</u>
建設部 共創戦略室	建設部 共創戦略室

3 施行期日 令和元年 10 月 1 日

4 担当課 企画部総合政策課

議第 4 4 号

別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

消費税及び地方消費税の現行の税率 8 % が令和元年 10 月 1 日から 10 % に引き上げられることに伴い、使用料等を改定するため、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 原則として、現行の使用料等の額について、100分の108で除して得た額に100分の110を乗じて得た額に改定します。
- (2) 「100分の108」又は「8パーセント」と規定している場合は、「100分の110」又は「10パーセント」に改めます。
- (3) 次の表の37本の条例を条建てでまとめて改正します。

条番号	改正する条例
第 1 条	別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例

第 2 条	別府市使用料の徴収に関する条例
第 3 条	別府市立学校の設置及び管理に関する条例
第 4 条	別府市公民館条例
第 5 条	別府市市民会館の設置及び管理に関する条例
第 6 条	別府市美術館の設置及び管理に関する条例
第 7 条	別府市浜田温泉資料館の設置及び管理に関する条例
第 8 条	別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例
第 9 条	別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例
第 1 0 条	別府市春木川ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例
第 1 1 条	別府競輪場ふれあい会館の設置及び管理に関する条例
第 1 2 条	別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例
第 1 3 条	別府市ふれあい広場・サザンクロスの設置及び管理に関する条例
第 1 4 条	別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例
第 1 5 条	別府市社会福社会館の設置及び管理に関する条例
第 1 6 条	別府市保健センターの設置及び管理に関する条例
第 1 7 条	別府市児童館の設置及び管理に関する条例
第 1 8 条	別府市野口原ゲートボール場の設置及び管理に関する条例
第 1 9 条	別府市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例
第 2 0 条	別府市人権啓発センターの設置及び管理に関する条例
第 2 1 条	別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
第 2 2 条	別府市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例
第 2 3 条	別府市駐車場の設置及び管理に関する条例

第 2 4 条	別府市公設地方卸売市場条例
第 2 5 条	別府市まちなか交流館の設置及び管理に関する条例
第 2 6 条	別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例
第 2 7 条	別府市勤労者研修センターの設置及び管理に関する条例
第 2 8 条	別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場の設置及び管理に関する条例
第 2 9 条	別府市神楽女駐車場の設置及び管理に関する条例
第 3 0 条	地獄蒸し工房鉄輪の設置及び管理に関する条例
第 3 1 条	別府市道路占用料徴収条例
第 3 2 条	別府市普通河川取締条例
第 3 3 条	別府市都市公園の設置及び管理に関する条例
第 3 4 条	別府国際観光港多目的広場の設置及び管理に関する条例
第 3 5 条	別府市餅ヶ浜棧橋の設置及び管理に関する条例
第 3 6 条	別府市営湯都ピア浜脇の設置及び管理に関する条例
第 3 7 条	別府市下水道条例

3 施行期日 令和元年 1 0 年 1 日

4 担当課 総務部総務課

議第 4 5 号

別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 2 6 年内閣府・総務省令第 7 号）の一部が改正され、予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）に規定する事務で生活保護実施関係情報の情報連携が定められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 別表第2の5の項(予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務関係)に定める利用できる特定個人情報から「生活保護関係情報」を削ります。

(2) その他字句の整備を行います。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 総務部総務課

議第46号

別府市税条例等の一部改正について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)の規定に基づき、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 令和3年度以後の各年度分の個人の市民税について、単身児童扶養者を非課税措置の対象に加えます。(第24条関係)

(2) 市民税に関する申告書を提出するときは、その記載事項の一部を簡素化します。(第36条の2関係)

(3) 法人の市民税に係る納税申告書等について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、市長の承認を受けたときは、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないで納税申告書等を提出することができることとする等の所要の措置を講じます。(第48条関係)

(4) 地方税法(昭和25年法律第226号)第451条第1項第1号に掲げる軽自動車(自家用のものに限る。)について、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を非課税とします。(附則第15条の2関係)

(5) 県知事は、当分の間、納付すべき環境性能割の額について、不足額が生じた原因が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者等を当該不足額に係る軽自動車税の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用すること等の措置を講じます。(附則第15条の2の2関係)

(6) 自家用の軽自動車であって乗用のものに対する環境性能割の税率は、当該

軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、100分の1とします。

(附則第15条の5関係)

(7) 令和元年度及び令和2年度に初回車両番号指定を受けた軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、翌年度分の軽自動車税の種別割を軽減します。(附則第16条関係)

(8) 令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車のうち、自家用の乗用のものについて、翌年度分の軽自動車税の種別割を軽減します。(附則第16条関係)

(9) 納付すべき軽自動車税の種別割の額について、不足額が生じた原因が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者等を当該不足額に係る軽自動車税の所有者とみなして、種別割に関する規定を適用すること等の措置を講じます。(附則第16条の2)

3 施行期日 令和元年10月1日。一部は、公布の日、令和2年1月1日、令和3年1月1日及び令和3年4月1日

4 担当課 総務部市民税課

議第47号

別府市税特別措置条例の一部改正について

1 趣旨

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)の一部が改正され、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第25条に規定する総務省令で定める施設の要件である地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の期限が延長されたこと、及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部が改正され、条例が引用する条項に移動が生じたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 促進区域内における固定資産税の課税免除の要件である地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の期限を令和3年3月31日まで延長します。(第2条関係)

(2) 租税特別措置法の一部改正に伴う引用条項のずれに対応します。(第3条

関係)

- 3 施行期日 公布の日
- 4 担当課 総務部資産税課

議第48号

別府市手数料条例の一部改正について

1 趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、既存の1の建築物について行われる2以上の用途の変更に伴う工事の全体計画の認定申請手数料等を定めるため、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 次のア及びイに掲げる場合における用途地域における建築等許可申請に係る手数料を定めます。（別表第6の12の項関係）

ア 建築基準法第48条第15項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要しない場合

イ 建築基準法第48条第15項の規定による同意の取得を要しない場合

(2) 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可に関し、当該許可の申請に係る手数料を定めます。（別表第6の15の項関係）

(3) 既存の1の建築物について行われる2以上の用途の変更に伴う工事の全体計画の認定申請及び変更の認定申請に係る手数料を定めます。（別表第6の45の項、46の項関係）

(4) 建築物の他の用途での一時的な使用の許可申請に係る手数料を定めます。（別表第6の47の項、48の項関係）

(5) 建築基準法の一部改正に伴う引用条項のずれに対応します。

- 3 施行期日 公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日

- 4 担当課 建設部建築指導課

議第49号

別府市立学校規模適正化審議会条例の一部改正について

1 趣旨

別府市教育委員会事務局の名称を「別府市教育庁」から「別府市教育部」に変更することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第7条を次のように改めます。

第7条 審議会の庶務は、教育庁別府市教育部において処理する。

3 施行期日 令和元年10月1日

4 担当課 教育委員会教育政策課

議第50号

別府競輪市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

次の理由により条例を改正します。

(1) 消費税及び地方消費税の現行の税率8%が令和元年10月1日から10%に引き上げられること。

(2) 1月入浴券を設けること。

2 議案の内容

(1) 別表の広場使用料の額について、100分の108で除して得た額に100分の110を乗じて得た額に改定します。

(2) 別表の入浴料に、1月入浴券1,540円を定めます。

3 施行期日 令和元年10月1日

4 担当課 経済産業部公営競技事務所

議第51号

別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき条例を定めるに当たり従うべき基準等を定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正され、放課後児童支援員の認定資格研修について、都道府県知事に加え指定都市の長が実施できるとされたこと、並びに放課後児童健全育成事業における対象児童及び事業所の設備基準に係る経過措置を見直すことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加えます。

(2) 附則第2条及び第3条中経過措置の期限を「平成32年3月31日」から

「令和7年3月31日」に延長します。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 福祉保健部子育て支援課

議第52号

別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき条例を定めるに当たり従うべき基準等を定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正され、保育所等との連携に関する基準及び連携施設に関する経過措置が改められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

省令の改正内容と同様の内容で改正します。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 福祉保健部子育て支援課

議第53号

大所飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

次の理由により条例を改正します。

(1) 消費税及び地方消費税の現行の税率8%が令和元年10月1日から10%に引き上げられること。

(2) 臨時給水の料金を見直すこと。

2 議案の内容

(1) 普通給水の料金及び給水装置の新設等に係る新規加入金の額について、100分の108で除して得た額に100分の110を乗じて得た額に改定します。（第8条第2項、第9条関係）

(2) 臨時給水の料金について、「488円」を「248円」に改定します。（第8条第2項関係）

3 施行期日 令和元年10月1日

4 担当課 生活環境部環境課

議第 5 4 号

別府市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

1 趣旨

土地改良法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 43 号）により、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の一部が改正され、条例が引用する条に移動が生じたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第 1 条中「(土地改良法) 第 36 条の 2 第 1 項」を「第 36 条の 3 第 1 項」に改めます。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 経済産業部農林水産課

議第 5 5 号

別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

次の理由により条例を改正します。

- (1) 別府海浜砂湯の開館時間を見直すこと。
- (2) 消費税及び地方消費税の現行の税率 8% が令和元年 10 月 1 日から 10% に引き上げられること。
- (3) 都市公園事業により設置する公園施設に係る温泉供給使用料を定めること。

2 議案の内容

- (1) 別府海浜砂湯の開館時間を次のように改正します。(第 18 条の 3 関係)

現 行	改正案
4 月から 10 月までにあつては午前 8 時 30 分から午後 6 時まで、 <u>11</u> 月から翌年 3 月までにあつては午前 9 時から午後 5 時まで	3 月から 11 月までにあつては午前 8 時 30 分から午後 6 時まで、 <u>12</u> 月から翌年 2 月までにあつては午前 9 時から午後 5 時まで

- (2) 温泉供給使用料及び温泉施設使用料の額について、100 分の 108 で除して得た額に 100 分の 110 を乗じて得た額に改定します。(別表第 2、別表第 3 関係)

- (3) 別表第 2 の (その 1) の表に次の温泉供給使用料を加えます。

区 分	金 額
-----	-----

都市公園事業により設置する公園施設	1口につき月額 5,500円
	1口を超える端数は1キロリットルにつき月額 1,100円

- 3 施行期日 令和元年10月1日
4 担当課 観光戦略部温泉課

議第56号

別府市水道事業給水条例の一部改正について

1 趣旨

次の理由により条例を改正します。

- (1) 消費税及び地方消費税の現行の税率8%が令和元年10月1日から10%に引き上げられること。
(2) 船舶給水、臨時給水、地熱発電給水及び公共給水の水道料金を見直すこと。

2 議案の内容

- (1) 普通給水、市営温泉給水及び区営・地区温泉給水の水道料金並びに新規加入金について、100分の108で除して得た額に100分の110を乗じて得た額に改定します。(第24条、第32条関係)
(2) 船舶給水、臨時給水、地熱発電給水及び公共給水の1立方メートル当たりの水道料金について、次のように改定します。(第24条関係)

給水の用途	現行	改正案
船舶給水	488円	248円
臨時給水	488円	248円
地熱発電給水	152円	176円
公共給水	126円を超えない範囲内で管理者が定める。	128円

- 3 施行期日 令和元年10月1日
4 担当課 水道局営業課

議第57号

別府市火災予防条例の一部改正について

1 趣旨

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成16年総務省令第138号)の一部が改正され、住宅用防災警報器又

は住宅用防災報知設備を設置しないことができる基準が追加されたこと等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 「日本産業規格」の次に「(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)」を加えます。(第16条関係)
- (2) 住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の設置が免除される場合として設置すべきスプリンクラー設備について、閉鎖型スプリンクラーヘッドの規格を「作動時間が60秒以内」から「種別が1種」に改めます。(第29条の5第1号関係)
- (3) 特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置しないことができる基準を加えます。(第29条の5第6号関係)

3 施行期日 公布の日。一部は、令和元年7月1日

4 担当課 消防本部予防課

議第58号

工事請負契約の締結について

1 趣旨

旧南小学校跡地活用事業公共施設整備業務の設計施工一括の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成2年別府市条例第17号)第2条の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 契約の目的 旧南小学校跡地活用事業 公共施設整備業務
- (2) 契約の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (3) 契約の金額 630,850,000円(うち消費税及び地方消費税の額57,350,000円)
- (4) 契約の相手方 旧南小活用事業コンソーシアム公共施設建設JV
別府市石垣東八丁目2番17号
株式会社平野工務店
代表取締役 平野 英 壽
別府市大字鶴見2897番地の2
株式会社安部勇建設

代表取締役 安 部 勇
大分市三芳459番地
K2構造設計株式会社
代表取締役 河 野 浩 二
大分市西大道二丁目5番18号
アトリエテイク一級建築士事務所
代表 竹 宮 浩 一 郎

3 担当課 建設部都市政策課

議第59号

土地の売払いについて

1 趣旨

旧南小学校跡地活用事業の実施に伴い、旧南小学校跡地の一部を売払いすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

(1) 対象土地（当該土地上の体育館、倉庫その他の既存施設を含む。）

別府市南町3566番75 地積5,742.58㎡

(2) 売払いの相手方

別府市餅ヶ浜町10番8号

株式会社別大興産

代表取締役 伊 勢 戸 英 世

※ 株式会社別大興産は、旧南小学校跡地活用事業基本協定の相手方である旧南小活用事業コンソーシアムの構成企業（事業代表企業）である。

(3) 売払代金の額

141,003,736円

3 担当課 建設部都市政策課

議第60号

動産の取得について

1 趣旨

動産を買い入れることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 取得動産 消防ポンプ自動車CD-I型 1台
- (2) 契約金額 29,040,000円
(うち消費税及び地方消費税の額2,640,000円)
- (3) 契約の相手方 別府市亀川中央町9組
九州丸防設備株式会社別府支店
支店長 森 成 仁

3 担当課 消防本部庶務課

議第61号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

- (1) 処分事項 平成31年別府市条例第11号
別府市税条例の一部を改正する条例
- (2) 処分年月日 平成31年3月29日
- (3) 主な改正内容

ア 特例控除額の控除対象となる寄付金を、総務大臣が定める基準に適合し総務大臣の指定を受けた都道府県等に対する寄付金（特例控除対象寄付金）とします。（第34条の7、附則第9条、附則第9条の2関係）

イ 住宅借入金等特別税額控除が適用される期間について、平成45年度分の個人の市民税までに延長します。（附則第7条の3の2関係）

ウ 住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が発送される時までに提出された申告書に当該控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすることとします。（附則第7条の3の2関係）

エ 引用する地方税法及び地方税法施行令の条項の移動に伴い、所要の改正をします。（附則第9条、附則第10条の2、10条の3関係）

オ 河川法（昭和39年法律第167号）に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋につい

て移転補償金を受けた者が、代替家屋に係る固定資産税額の減額措置の適用を受けようとする場合にすべき申告について規定します。(附則第10条の3関係)

カ 平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定します。(附則第10条の4関係)

キ 平成29年度及び平成30年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃料性能の優れた環境負荷の少ないものについて、翌年度分の軽自動車税の税率を軽減します。(附則第16条関係)

ク その他字句の整備を行います。

(4) 施行期日 平成31年4月1日。一部は、同年6月1日

3 担当課 総務部市民税課、資産税課

議第62号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 平成31年別府市条例第12号

別府市都市計画税条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 平成31年3月29日

(3) 主な改正内容

引用する地方税法の条項の移動等に伴い、所要の改正をします。

(4) 施行期日 平成31年4月1日

3 担当課 総務部資産税課

議第63号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規

定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 平成31年別府市条例第13号

別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 平成31年3月29日

(3) 主な改正内容

ア 国民健康保険税の基礎課税額の上限を、58万円から61万円にします。

(第3条第2項、第25条関係)

イ 国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万円(改正前27万5千円)に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を51万円(改正前50万円)に引き上げます。(第25条関係)

(4) 施行期日 平成31年4月1日

3 担当課 生活環境部保険年金課

議第64号

市長専決処分について

別府市介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成31年政令第118号)が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 平成31年別府市条例第14号

別府市介護保険条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 平成31年3月29日

(3) 主な改正内容

条例第3条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、次のとおりとします。(第3条関係)

第1号被保険者	改正前の保険料率	改正後の保険料率
---------	----------	----------

条例第3条第1項第1号	32,100円	26,700円
条例第3条第1項第2号	53,500円	44,600円
条例第3条第1項第3号	53,500円	51,700円

(4) 施行期日 平成31年4月1日

3 担当課 福祉保健部高齢者福祉課

議第65号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法第404条第2項の規定に基づく固定資産評価員の選任を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 地方税法第404条第2項の規定に基づく固定資産評価員の選任

別府市職員 内 田 剛

(2) 処分年月日 平成31年4月1日

3 担当課 総務部資産税課

議第66号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法第404条第2項の規定に基づく固定資産評価員の選任を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 地方税法第404条第2項の規定に基づく固定資産評価員の選任

別府市職員 有 田 純 一

(2) 処分年月日 令和元年5月27日

3 担当課 総務部資産税課